



官報

(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕

- 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令(二九一)
- 租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(二九二)
- 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令の一部を改正する政令(二九三)
- 投資信託及び投資法人に関する法律施行令の一部を改正する政令(二九四)
- 貸金業法施行令の一部を改正する政令(二九五)
- 電波法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(二九六)
- 電波法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令(二九七)
- 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(二九八)

七 六 五 四 三

〔府 令〕

- 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令(二九九)
- 児童福祉法施行令等の一部を改正する政令(三〇〇)

〔省 令〕

- 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令(内閣府六一)
- 電波法施行規則及び登録検査等事業者等規則の一部を改正する省令(総務七二)
- 租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令(財務七四)
- 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令(文部科学二七)

〔告 示〕

- 電波法施行規則第五十一条の九の四ただし書の規定に基づき、総務大臣が別に定める無線局及び周波数の幅を定める件(総務三〇七)
- 立入検査を行う職員的身分を示す証明書を定める件(同三〇八)

〔公 告〕

諸事項

- 裁判所
破産、免責関係

七 六 五 四 三 二 一

本号で公布された法令のあらまし

- ◇地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令(政令第二九一号)(国土交通省)
- 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、次の国土交通省関係政令について所要の規定の整備等を行うこととした。(第一条、第五条関係)
 - 公有水面埋立法施行令(大正一一年勅令第一九四号)
 - 道路運送法施行令(昭和二六年政令第二五〇号)
 - 国土利用計画法施行令(昭和四九年政令第三八七号)
 - 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令(平成九年政令第三二四号)
 - 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令(平成一四年政令第二六号)
 - この政令は、平成二七年四月一日から施行することとした。
- ◇租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(政令第二九二号)(財務省)
- 投資法人に係る課税の特例について、事業年度終了の時に有する一定の資産の総資産に対する割合が二分の一超であることと要件における一定の資産の範囲に、その投資口が金融商品取引所に上場されていること等の要件を満たす投資法人が投資信託及び投資法人に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日から平成二九年三月三十一日までの間に取得する再生可能エネルギー発電設備を加える特例を定めることとした。(第三九条の三、三二の三関係)
 - この政令は、投資信託及び投資法人に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日から施行することとした。
- ◇義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令の一部を改正する政令(政令第二九三号)(文部科学省)
- 採択地区協議会の組織及び運営
 - 採択地区協議会は、関係市町村の教育委員会が採択地区協議会の規約の定めるところにより指名する委員をもって組織するものとした。(第一条第一項関係)
 - 採択地区協議会に会長を置き、採択地区協議会の規約の定めるところにより、委員のうちから定めるものとした。(第一条第二項関係)
 - 会長は、会務を総理するものとした。(第一条第三項関係)
 - 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理するものとした。(第一条第四項関係)
 - (一)から(四)までに定めるもののほか、採択地区協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、採択地区協議会の規約で定めるものとした。(第一条第五項関係)
 - 採択地区協議会の規約事項
 - 採択地区協議会の規約には、次に掲げる事項を定めなければならないものとした。(第二条関係)
 - 採択地区協議会の名称
 - 採択地区協議会を設ける市町村の教育委員会
 - 採択地区協議会の組織
 - 教科用図書の選定の方法
 - 採択地区協議会の経費の支弁の方法
 - 採択地区協議会の規約の変更
 - 採択地区協議会を設けた市町村の教育委員会は、採択地区協議会の規約を変更しようとするときは、協議によりこれを行わなければならないものとした。(第三条関係)
 - この政令は、平成二七年四月一日から施行することとした。

政令第二百九十四号

投資信託及び投資法人に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第一項、第十三条第一項第一号及び第二号（これらの規定を同法第五十四条第一項において準用する場合を含む）、第九十九条第一項第六号、第九十九条第五号並びに第二百三条第一項第五号及び第二項、同条第四項において準用する同法第五条第二項並びに同法第二百二十三条の三第七項及び第二百二十五条第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）の一部を次のように改正する。

- 第三条第八号中「前各号」の下に、「第十一号又は第十二号」を加え、同条に次の二号を加える。
- 十一 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第二条第三項に規定する再生可能エネルギー発電設備（第三号に掲げるものに該当するものを除く。以下「再生可能エネルギー発電設備」という。）
- 十二 公共施設等運営権（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第十七号）第二条第七項に規定する公共施設等運営権をいう。以下同じ。）
- 第十九条第二項中「第五号まで」の下に、「第十一号及び第十二号」を加え、同条第三項に次の二号を加える。
- 四 再生可能エネルギー発電設備の取得及び譲渡、賃貸借並びに管理の委託及び受託
- 五 公共施設等運営権の取得及び譲渡
- 第六十六条に次の一号を加える。
- 三 再生可能エネルギー発電設備の製造、設置その他これらに類するものとして内閣府令で定める行為を自ら行うことに係る取引
- 第七十七条第三号中「すべて」を「全て」に改め、同条第九号を同条第十二号とし、同条第八号中「すべて」を「全て」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第七号を第十号とし、第六号を第九号とし、第五号の次に次の三号を加える。
- 六 資産運用会社に、再生可能エネルギー発電設備の売買又は貸借の代理又は媒介を行わせること
- 七 再生可能エネルギー発電設備の管理業務を行う資産運用会社に、再生可能エネルギー発電設備の管理を委託すること。
- 八 資産運用会社に、公共施設等運営権の売買の代理又は媒介を行わせること。
- 第九十二条第五号第三項に次の四号を加える。
- 五 当該資産運用会社が自己の計算で行った再生可能エネルギー発電設備の取得又は譲渡の有無及びその取得又は譲渡の別その他内閣府令で定める事項（当該投資法人が投資の対象とする特定資産に再生可能エネルギー発電設備が含まれる場合に限る。）
- 六 当該資産運用会社が自己の計算で行った再生可能エネルギー発電設備の賃貸借の有無及びその賃貸借の別その他内閣府令で定める事項（当該投資法人が投資の対象とする特定資産に再生可能エネルギー発電設備が含まれる場合に限る。）
- 七 当該資産運用会社が自己の計算で行った再生可能エネルギー発電設備の管理の委託又は受託の有無及びその管理の委託又は受託の方法その他内閣府令で定める事項（当該投資法人が投資の対象とする特定資産に再生可能エネルギー発電設備が含まれる場合に限る。）
- 八 当該資産運用会社が自己の計算で行った公共施設等運営権の取得又は譲渡の有無及びその取得又は譲渡の別その他内閣府令で定める事項（当該投資法人が投資の対象とする特定資産に公共施設等運営権が含まれる場合に限る。）
- 第九十二条第六号第三項中「第四項」を「同条第四項において読み替えて準用する法第五条第二項」に、「同条第二項」を「法第二百三条第二項」に改め、「第五号まで」の下に、「第十一号及び第十二号」を加え、「すべて」を「全て」に改める。

第三百三十条第一項の表第四十二条の二第三号の項、第二項の表第四十二条の二第三号の項、第三項の表第四十二条の二第三号の項及び第四項の表第四十二条の二第三号の項中「第十号」を「第十二号」に改める。

第三百三十五条第三項中「第一百七十七条第九号」を「第一百七十七条第十二号」に改める。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 安倍 晋三

貸金業法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十六年九月三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百九十五号

貸金業法施行令の一部を改正する政令

内閣は、貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十五条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「の規定による権限」を「並びに第四十四条の二第一項及び第三項の規定による権限並びに第四十四条の三の規定による権限（貸金業者に関するものに限る。）」に改める。

附則

この政令は、平成二十六年九月八日から施行する。

内閣総理大臣 安倍 晋三

電波法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十六年九月三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百九十六号

電波法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、電波法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十六号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

電波法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十六年十月一日とする。

総務大臣 新藤 義孝
内閣総理大臣 安倍 晋三